

DDA 4 2 プレミアム毎月分配型ファンド5号 私募の要項

| | |
|--------|--|
| 銘柄名 | DDA 4 2 プレミアム毎月分配型ファンド5号 |
| 設定形態 | 商法第 535 条に規定される匿名組合契約 |
| 募集単位 | 1 口あたり 35 万円（発行価格）2 口以上 1 口単位 |
| 募集総額 | 3,500 万円を上限とします。 |
| 投資方針 | 本匿名組合は、内需拡大に貢献することを目的として、事業者が実施するアミューズメント事業（回胴式遊技機のレンタル事業）への投資を行い、そのアミューズメント事業からの事業収益を確保することです。 |
| 契約の解除 | 金融商品取引法第 37 条の 6 に規定される書面による解除（クーリングオフ）は適用されません。 |
| 申込期間 | 平成 26 年 5 月 12 日から平成 26 年 6 月 27 日までとします。申込期間は募集総額が 3,500 万円に達したまでとしますが、営業者の判断で募集総額が 3,500 万円に達する前であっても申込期間を終了することがあります。 |
| 払込期日 | お申込書類（契約書・確認書）を金融商品取引業者が受理した日から 7 営業日以内まで（但し、最終払込期日は平成 26 年 6 月 27 日又は営業者が別途指定する日） |
| 事業年度 | 本匿名組合の事業開始月（事業開始日を含む月）から 1 年間とします。以降、同周期での 12 ヶ月間をいいます。 |
| 事業準備期間 | 事業者が、遊技場店舗との契約に基づいて、回胴式遊技機の運搬・設置・調整等を行う期間を事業準備期間とします。（約 1 ヶ月以内を想定しています。ただし、諸事情により事業準備期間が短縮又は延長になる場合もあります。） |
| 事業開始日 | 事業準備期間が終了した翌日を本匿名組合事業の開始日とします。 |
| 損益計算期間 | 本匿名組合事業の開始日から開始月の末日まで、開始翌日以降は毎月 1 日から同月末日までを損益計算期間とし、本匿名組合事業の開始日の 3 年 6 ヶ月後同日の前月末日までが全体の該当期間となります。 |
| 解約の可否 | 中途解約はできません。 |
| 費用等 | <p>(1) 申込時に負担する費用</p> <p>【申込手数料】 出資金の 10%（消費税込）を出資金から徴収いたします。</p> <p>【振込手数料】 ※振込手数料の金額については、取扱金融機関などにより異なるため、表示することができません。</p> <p>(2) 運用開始後に負担する費用</p> <p>【運営管理費】 本匿名組合事業の開始準備時に出資金に対して 40%</p> <p>【取扱者報酬】 事業開始より 1 年 10 ヶ月以降 毎月ごとの損益計算期間の事業利益の 2%</p> <p>【営業者報酬】 事業開始より 1 年 9 ヶ月 毎月ごとの損益計算期間の事業利益の 8% 事業開始より 1 年 10 ヶ月以降 毎月ごとの損益計算期間の事業利益の 19%</p> <p>【その他の費用】 上記以外に、本匿名組合事業の開始準備に入りましたら業務委託費を事業者 に支払うものとします。また、毎月ごとの損益計算期間の事業収益と毎月ご との留保金の合計金額より分配金、営業者報酬、取扱者報酬（事業開始より 1 年 10 ヶ月以降）を差し引いた金額から毎月買い増す分の業務委託費を事業 者に支払うものとします。なお、業務委託費は事業規模等に左右されますの で、事前に金額や割合を確定することが困難なため表示することが出来ませ ん。但し、その金額は本匿名組合事業の遂行に必要なかつ合理的な範囲に限ら れます。</p> |

※当ファンドは、募集を終了しております。